

**領事裁判權無効の布告に就て**

日本政府は本月十四日勅令第六十四號を以て萬延元年六月十七日葡萄牙政府と締結したる條約中領事裁判權に關する條款は自今無効に歸する旨を公布したり今其條約の文面を案すると第五條に「葡萄牙臣民に對し惡事を爲せる日本人は日本司人にて糾し日本法度に隨て罪す可し日本人或は外國の臣民に對し惡事を爲せる葡萄牙臣民はコンシユル或は其他の官人にて糾し葡萄牙の法度に隨て罪す可し裁斷は雙方に於て偏頗なかる可し」との明文あり所謂治外法權なるものにして條約中に此偏頗を存する上は彼政府にては苟も同國人民の在留する日本の各居留地に必ず領事又は其他の適當なる可官人を置きて正當に裁判を執行するの義務あり即ち其二條に「葡萄牙國王は此條約にて葡萄牙貿易の爲めに開きたる日本の各港の中に在留するコンシユル或はコンシユラルアゲントを命ず可し」との明文を掲げたる所以なり然るに近年來日本の法律は次第に完備し又その裁判の仕組も大に整頓して既に治外法權を存するの必要なきを認めたる折柄、同國政府の所爲を見るに唯一人の總領事を横濱に置くのみにて既に條約の明文に副はざる其處に此程同政府の都合にて其總領事を本國に呼還したる上、横濱在留の商人を其後任として日本人民の生命財産に關する貴重なる裁判權を一商人の手中に委任したりとは如何にも解す可らざる處置にして之を其儘に付するを得ず如何となれば目下日本各所の開港場及び居留地に在る葡萄牙人と日本人との間に交渉純然たる一商人にして法律裁判の事には曾て経験なきの事例を生ずるに當り我國人は何れの處に之を訴ふるものなりと云ふ斯る裁判人の手に生命財產與奪の權をして實際の掛念少なからざりしに其後任者に至りては一任するどおりては不安心の上なけれども彼政府に於ても此正理の處置に對しては一言の辭もなくかる可し而本政府が斷然心を決し領事裁判權の無効を公布したるものに遇ざれば其他の條款は總て元の體にして依然條約國たるを失はざるが如くなればも實際に觀察すれば既に條約中の一箇條を廢棄しぬる以上は其全文も亦無効に歸するは自然の成行にして或は今後の行掛り次第同國人の居留に謝絶して悉く國外に退去せしむる條約の條款を送り萬事條約の文面通り實行す可しの申出あるも固より取合ふ可さものに非ざれば若しも彼政府に於て永く平和懇親を旨とし且商賈貿易の關係を持続せんとするには更に我國に對して改めて新條約の締結を請求するの外に策ある可らず扱その新條約の候意は如何と云ふに從來と同様のものならんには我國に於て承諾せざるは無論、又彼政府の實際に於ても各居留地に領事を駐在せしむるが如きは財政上、許さるの事情もなきに非ずと云へば勢、純然たる對等條約の締結を請求するの外に策ある可らず扱その新條約の例として見る可きものは明治二十二年七月に公布されたる墨西哥條約にして其條款を案するに從來の條約とは大に趣を異にして法律裁判の權を我に收めた

る其代りに内地難居及び商賣營業の自由を彼に與へたるものなり今もしく葡萄牙政府が此際他國に率先して之と同様の條約を申出で目出たく締結を見るに至らんか表面に於ては治外法權を損するものなれども實際に同國人の利する所は尋常ならず即ち日本國中到る處に往々居共に自由なるのみならず東京市街の中央に公然と此條約の文面を案するに第五條に「葡萄牙臣民に對し惡事を爲せる日本人は日本司人にて糾し日本法度に隨て罪す可し日本人或は外國の臣民に對し惡事を爲せる葡萄牙臣民はコンシユル或は其他の官人にて糾し葡萄牙の法度に隨て罪す可し裁斷は雙方に於て偏頗なかる可し」との明文あり所謂治外法權なるものにして條約中に此偏頗を存する上は彼政府にては苟も同國人民の在留する日本の各居留地に必ず領事又は其他の適當なる可官人を置きて正當に裁判を執行するの義務あり即ち其二條に「葡萄牙國王は此條約にて葡萄牙貿易の爲めに開きたる日本の各港の中に在留するコンシユル或はコンシユラルアゲントを命ず可し」との明文を掲げたる所以なり然るに近年來日本の法律は次第に完備し又その裁判の仕組も大に整頓して既に治外法權を存するの必要なきを認めたる折柄、同國政府の所爲を見るに唯一人の總領事を横濱に置くのみにて既に條約の明文に副はざる其處に此程同政府の都合にて其總領事を本國に呼還したる上、横濱在留の商人を其後任として日本人民の生命財產に關する貴重なる裁判權を一商人の手中に委任したりとは如何にも解す可らざる處置にして之を其儘に付するを得ず如何となれば目下日本各所の開港場及び居留地に在る葡萄牙人と日本人との間に交渉純然たる一商人にして法律裁判の事には曾て経験なきの事例を生ずるに當り我國人は何れの處に之を訴ふるものなりと云ふ斯る裁判人の手に生命財產與奪の權をして實際の掛念少なからざりしに其後任者に至りては一任するどおりては不安心の上なけれども彼政府に於ても此正理の處置に對しては一言の辭もなくかる可し而本政府が断然心を決し領事裁判權の無効を公布したるものに遇ざれば其他の條款は總て元の體にして依然條約國たるを失はざるが如くなればも實際に觀察すれば既に條約中の一箇條を廢棄しぬる以上は其全文も亦無効に歸するは自然の成行にして或は今後の行掛り次第同國人の居留に謝絶して悉く國外に退去せしむる條約の條款を送り萬事條約の文面通り實行す可しの申出あるも固より取合ふ可さものに非ざれば若しも彼政府に於て永く平和懇親を旨とし且商賈貿易の關係を持続せんとするには更に我國に對して改めて新條約の締結を請求するの外に策ある可らず扱その新條約の例として見る可きものは明治二十二年七月に公布されたる墨西哥條約にして其條款を案するに從來の條約とは大に趣を異にして法律裁判の權を我に收めた